

## 須賀川市地域ブランド力活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、円谷英二監督との関連性のあるキャラクターや市マスコットキャラクター等（以下「キャラクター等」という。）を活用した商品開発等を支援することにより、市イメージアップ戦略を推進するとともに、市内事業者の販路拡大を図るため、その事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）に対し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人とする。

ただし、須賀川市暴力団排除条例（平成24年9月27日須賀川市条例第29号）第2条第1項第1号から第3号に該当する者を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるキャラクター等を活用した商品開発等を行う事業とする。

- (1) 円谷英二監督と関連性のあるキャラクター
- (2) 市マスコットキャラクター「ポータン」
- (3) 市シンボルマーク「花のエンゼル」

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前条に規定する事業について、国、県、その他市以外からの補助金、これに類する収入等がある場合は、その額を当該対象経費から差し引くものとする。
- 3 前条に規定する事業について、市の他の補助金交付要綱等が補助の対象としている場合は、この要綱による補助金の交付の対象としない。
- 4 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた額を補助金額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 姉妹都市提携記念ロゴ等（姉妹都市提携記念ビジュアル、商品化アートワークを含む。）を使用する場合は、姉妹都市提携記念ロゴ等使用取扱要領（平成25年9月11日制定）第8条に規定する使用承認書の写し
- (4) 特許権、商標権、著作権等のロイヤリティが発生する商品開発等の場合は、権利を有する者からの許諾を受けていることを証する書類
- (5) 市マスコットキャラクター「ポータン」を使用する場合は、須賀川市マスコットキャラクター「ポータン」使用取扱要領（平成25年5月10日制定）第8条に規定する使用承認書の写し

(6) 市シンボルマーク「花のエンゼル」を使用する場合は、須賀川市シンボルマーク「花のエンゼル」使用取扱要領（平成 27 年 5 月 7 日施行）第 8 条に規定する使用承認書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

第 6 条 規則第 17 条第 1 項第 2 号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（第 3 号様式）
- (2) 収支決算書（第 4 号様式）
- (3) 補助事業に係る経費の支払いを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補則)

第 7 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
商品開発等に伴うロイヤリティ	5/5	20万円
キャラクター等を活用した商品開発及び包装紙等の作成に要する次の経費 ①設備費 ②原材料費 ③設計費 ④試作費 ⑤外注加工費 ⑥委託費	補助対象経費を市内事業者へ発注する場合 4/5	円谷英二監督との関連性のあるキャラクター 80万円
	補助対象経費を市外事業者へ発注する場合 3/5	市マスコットキャラクター「ポータン」及び市シンボルマーク「花のエンゼル」 50万円

## 備考

- 商品開発等に関連性のない経費、公的な資金の用途として社会通念上不適切又は汎用性が認められる経費及び過去に当該補助金を利用した商品の増産等に係る経費は、補助対象外とする。
- 1会計年度における1補助対象者あたりの補助限度額は、100万円とする。ただし、市マスコットキャラクター「ポータン」及び市シンボルマーク「花のエンゼル」については、50万円とする。
- 市マスコットキャラクター「ポータン」及び市シンボルマーク「花のエンゼル」のサイズは、市イメージアップ戦略に資する大きさとする。